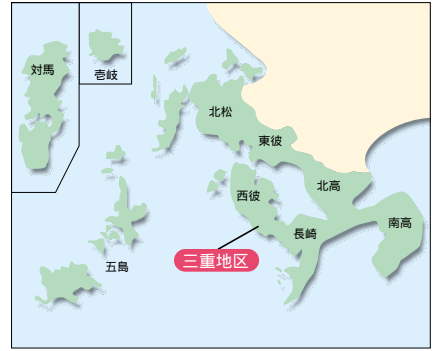


ながさき

2005/11/30 No.234
商工連ニュース



目 CONTENTS 次

トピックス

- 商工会法施行45周年記念式典..... 2
- 中小商業ビジネスモデル連携支援事業 (新上五島町)... 2
- 三地区基本協定締結..... 3
- 雲仙地区七町商工会合併契約締結... 3
- 青年部主張発表九州大会..... 4
- 商工会女性部リーダー県外研修..... 4
- 最低賃金周知..... 4
- 商工会会員福祉共済..... 5
- 消費税相談募集..... 5

クローズアップ

- 湯川温泉 (壱岐市)..... 6
- 商工業者向け講座
- 個人情報保護法対策講座 7
- 特産品プレゼント
- 愛のじゃがいっパイ (愛野町)..... 8
- 「くにみの日2005」(国見町) 8

よかところ “三重”

三重地区は、大規模な埋め立てにより西日本一を誇る長崎魚市の移転や大規模公営団地の建設以来、漁業基地“三重新港”として栄えてきました。また最近では、“桜の里”や“豊洋台”等の新たな住宅地開発も進み、三重地区管内の人口も今や17,000人を超えて、中心の畝刈地区には商業施設が集積し発展してきています。

そんな都市化の波に押されながらも、古くから行われている三重地区のイベント、夏の“ペーロン”や秋の大祭“三重くんち”は変わらぬ盛り上がりを見せています。

この“三重くんち”は、五穀豊穡を祈願して行われ、地区に分かれてそれぞれが違った衣装をまとい、形式が違う浮流を舞うもので、このうちの一つ“崎上浮流”は明治27年頃に北高来郡田結村(現 飯盛町)から伝授されたものです。

踊りの衣装が白装束に赤タスキであるため、別名「白狐浮流」と呼ばれています。笛・太鼓・鉦にあわせて、ササラ(幼稚園児～小学2年生)を先頭に、踊子(シャグマ)が小太鼓を鳴らし踊りながら入場します。これは、シャグマの本踊り、大太鼓の岡崎打ち太鼓踊り、大太鼓の月の輪太鼓踊り等で構成されています。

現在は5年毎の輪番制で三重皇大神宮神社に奉納されており、同様に長崎市内で行われる長崎郷土芸能大会に出場しています。

商工会法施行四十五周年 記念式典を開催



県商工会連合会（池原泉会長）では、十月二十八日（金）、長崎ブリックホール国際会議場（長崎市）において、商工会法施行四十五周年記念式典並びに商工会役員講習会を開催し、多数の来賓をはじめ県内各地の商工会から、役員、青年部員、女性部員など、約六百名が参加しました。

記念式典では、池原泉会長が主催者を代表して、「来るべき五十周年、百周年に向け、地域社会に貢献する商工会として、商工会活動のさらなる拡充・強化を図り、地域の活性化に努めたい」と挨拶を述べた後、金子原二郎長崎県知事、末永美喜長崎県議会議長等から祝辞をいただきました。

この後、商工会法施行四十五周年を記念して表彰式が行われ、九州経済産業局長、長崎県知事、県商工会

連合会長の三部門表彰で優良商工会並びに役員功労者等七団体三百九十五名に賞状が授与されました。

式典に続いて、商工会役員講習会の一環として開催した記念講演では、講師に野村證券金融経済研究所の西澤隆氏を招き、「日本の経済・金融再生への展望」と題し、人口減少・少子高齢化に伴う日本経済への影響についての講演が行われました。

事業と背景
長崎県五島列島では、少子高齢化が進行し、独居老人や介護の必要な老人が急速に増加しています。中には、病院を退院しても食事医療を続けなければならぬ

新上五島町の有ナイステイ（西上安一代表取締役）は、独居老人を対象とした食事医療用ヘルシー弁当の宅配事業ビジネスモデルの開発に取り組み、そのモデルを実践に移す事業を実施しました。

この事業は、中小業者等が商工会と連携して新たなビジネスモデルを開発する「平成十七年度中小商業ビジネスモデル連携支援事業」の、高齢化・環境対応型ビジネスモデルとして採択され助成を受けました。採択件数は全国で十一件あり、うち商工会では僅か六件でした。

新上五島町発

食事医療用 ヘルシー弁当の 宅配事業に取り組む



ナイスデイの素敵な宅配弁当（見本実例）

いで困っている方がいます。そこで、地元病院の協力を得て、カロリー別に糖尿病や腎臓病の人に対する食事を用意し、弁当宅配事業の展開を目指すことになりました。宅配弁当は、利用者それぞれに禁止食材、好き嫌い、食事量などを加味した

カルテを作り、利用者毎のレシピ作成・販売をします。**具体的な調査事業**
この事業を実現するために、商圈分析、出店候補地選定、先進宅配事業の研究、配送ルート設計、住民アンケート、試作品アンケート、利用者カルテの作成を委員会、懇談会を開催しながら詰めていきました。

一部販売開始
今は、調理場兼配送センターも完成し、一部販売も開始しています。ナイスデイは長年食品スーパーを営業しており、将来は弁当だけでなくスーパーの商品の宅配も有機的に連携させようと計画しています。「人により優しい店を目指したい」と西上さんは言われます。

3地区が基本協定を締結

三重・外海町 商工会合併協議会

長崎市の三重商工会と外海町商工会では、平成十六年九月に「三重・外海町商工会合併協議会」を設置し、平成十八年四月一日の商工会合併に向けて協議を重ねてきましたが、このほど約三十の協議項目の全てについて合意に達したことから、九月二十一日に、長崎市畝刈町の「三重地区市民センター」において、「三重・外海町商工会合併基本協定調印式」を行いました。

調印式には、来賓や立会人として、長崎市商業貿易課課長、県商工労働政策課係長、県商工会連合会専務理事が出席したほか、両商工会の正副会長や商工会職員など、関係者十五名が出席し、両町商工会長による合併基本協定書への署名、捺印に続いて、立会人の署名が行われました。

今後両商工会では、十月下旬の合併総会（臨時総会）で、合併関連議案の承認を受け、各種法定手続、県知事への認可申請を行い、来年四月一日には、長崎市内の商工会では初の合併となる新しい「三重商工会」としてスタートする予定になっています。



吉井町・世知原町・小佐々町 商工会合併協議会

吉井町・世知原町・小佐々町商工会合併協議会では、平成十七年九月二十九日、小佐々町商工会館において、合併に関する基本的事項が合意されたことを受け、相互の意思確認のため第八回協議会終了後、「基本協定」を締結しました。



基本協定締結式では、協議会 佐藤一男 会長（吉井町商工会長）が挨拶、県商工労働政策課鎌田課長補佐の来賓挨拶に続き、事務局より合併経過報告がなされ、三町商工会長による協定書への署名となりました。

合併協定書には、佐藤会長（吉井町）・牧西海町、大島町、崎町（大瀬戸町、西彼町）の挨拶に続き、五

西海市 商工会合併協議会

西海市商工会合併協議会（大瀬戸町、西彼町、西海町、大島町、崎町）では、平成十七年四月から約半年にわたり合併に関する協議を重ね、去る十月十七日、大島町商工会館において合併に関する基本的事項が合意されたことを受け、相互の意思確認のため第七回協議会終了後、「基本協定」を締結しました。



基本協定締結式では、協議会 林田 惺 会長（大瀬戸町商工会長）の挨拶に続き、五

雲仙地区 7町商工会が 合併契約を締結

雲仙市内の国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、南串山町の七町商工会では、去る八月二十三日、小浜町において合併基本協定の締結式を行いました。その後十月五日に七町商工会が同日に臨時総会を開催し、合併関連議案が可決されたことを受け、十月十八日に愛野町・愛野町保健福祉センター」で「雲仙地区七町商工会合併契約締結式」を開催しました。締結式には、来賓や立会人として、雲仙市長職務執行者の松浦末利氏をはじめ、県島原振興局管理部長、県商工会連合会長が出席したほか、各商工会の会長や商工会職員など、関係者約二十名が出席し、七町商工会長による合併契約書への署名、捺印に続いて、立会人の署名が行われました。今後同地区では、来年四月一日の「雲仙市商工会」発足に向けて最終的な準備作業に入ります。

企業保障の
エキスパート

DAIDO 大同生命保険株式会社

長崎支社 / 長崎市桜町5-3 TEL 095-826-0161

本県代表・竹馬 猛さんが

健闘、第二位に！

九州地区合同研修会を鹿児島で開催 青年部

去る十月五日と六日、鹿児島市内の城山観光ホテルにおいて、平成十七年度九州地区商工会青年部合同研修会が開催され、主張発表大会、九青連顕彰表彰、全体会議、分科会、基調講演等が行われました。

平成十七年度の九州地区商工会青年部合同研修会は、鹿児島市城山観光ホテルで九州各県より七百名を超える青年部員を集め、盛大に開催されました。本県からは各商工会の青年部長等九十二名が参加しました。

一日目に行われた若い経営者の主張大会では、本県代表の小浜町商工会青年部、竹馬猛さんが「青年部活動と地域振興・まちづくり」～シヨップモビリティから学んだ人に優しいまちづくり」と題して、青年部の仲間とともに電動スクーターを貸し出し、お年寄りたちの外出や商店街での買い物をサポートする活動を発表。活動に対する



審査委員からは、青年部活動の肉面的な部分までの踏み込んだ発表で、素晴らしい発表であった。第一位とは僅差であったと講評を受けました。

第一位には、「青年部活動に参加して」～松明に願いを込めて」というテーマで発表した福岡県代表（宝珠山村商工会）の小ノ上信一さんが選ばれました。

また、同日実施された九青連顕彰表彰では、組織及び事業の推進が特に優秀で、他の模範となる青年部及び青年部員の功績に対し、顕彰が授与されました。

本県からはネットワークづくり個人部門において東長崎商工会青年部の上戸豊さんが、また、まち（地域）づくり部門において国見町商工会青年部が受賞しました。

二日目の記念講演は政治評論家の森田実氏が「政治と経済」のテーマで、講演しました。参加者は熱心に聴講し、二日間の研修会は盛会のうちに終了しました。

平成17年度

商工会女性部全国大会(新潟大会)へ参加！

～ 商工会女性部リーダー県外研修を実施～

長崎県商工会女性部連合会では、商工会女性部リーダーの資質向上を目的に、女性部リーダー県外研修を実施し、県内の商工会から女性部リーダー等53人が新潟市で開催された女性部全国大会へ参加しました。



去る十月四日、新潟コンベンションセンター「朱鷺メッセ」において、「第八回商工会女性部全国大会（新潟大会）」が開催されました。

大会では、「変革から躍動へ」女性のパワーで今ははたくTOKEI」をスローガンに全国各地から四千二百名余の女性部員等が集いました。

大会第一部のオープニングセレモニーでは、大会旗入場の後、大会実行委員長である新潟県女性部連合会の末武栄子会長が開会の言葉を力強く宣言しました。

大会旗入場では、本県女性連の峰マズ子会長も全女性連副会長であることから大会実行委員として、大会旗を掲げ入場しました。

その後、末武会長の開会宣言、国歌斉唱、女性部の歌と続いて全国商工会女性部連合会及川ユキ子会長の挨拶がありました。

また、第二部で行われた主張発表大会では、東北一日目には全国商工会女性部主張発表大会が開催され、全国の各ブロック代表六名がそれぞれのテーマで発表を行いました。

表を行いました。

審査の結果、最優秀賞には、東北・北海道ブロック代表の伊東順子さんが選ばれました。続いて、第三部の基調講演では、講師に㈱タイラ代表取締役の平博氏を迎え、「商いの道は人の道」というテーマで講演がありました。

大会二日目に行われた移動分科会では、新潟県の歴史や文化・伝統産業等、地域の特性を生かした「まちづくり」や「地域振興」をテーマにした四つの分科会が構成され、本県は、地域コミュニケーションをテーマとした第二分科会に参加しました。

新潟県では、昨年発生した新潟県中越地震の被害がまだ多く残っている地区があり、一時は大会の開催が心配されたとのことですが、末武女性連会長をはじめ新潟県内の各地で迎えていただいた女性部員の表情には、復興に向け力強く歩む姿が表れていました。

長崎県最低賃金

平成17年10月1日から

時間額 608円

長崎県最低賃金は、パート・アルバイトを含む、長崎県内のすべての労働者に適用されます。

詳しいお問い合わせは、
長崎労働局賃金室 長崎市岩川町16-16
TEL 095-846-6348
もしくは最寄りの労働基準監督署まで

商工会 会員福祉共済

特別加入
推進期間中



こんな時でも安心。

福祉共済があなたの暮らしをまもります。



作業中、機械に巻き込まれてケガをした。



車にひかれてケガをした。



煮たった鍋をひっくり返して、やけどをした。



犬にかまれケガをした。



階段から落ちて骨折した。



バイクで転倒してケガをした。

掛金・共済金は、年齢・性別・職種に関係なく一律！

充実した入院・通院補償！

手術にも手厚い補償！

国内外・24時間フルカバー！

高水準の入院補償と死亡補償を両立！

全国商工会会員福祉共済(全国連) 傷害総合保障共済(県共済)

消費税申告の準備は始めていますか？

消費税の申告・納付にあたって、日々の記帳、書類の保存、納税資金の積立など、今から準備しておく必要があります。

商工会

みなさまの消費税に対する疑問を解決するため、講習会又は相談会を開催。何か分からないことやお知らせになりたいことがあれば、お気軽にご相談下さい。

消費税に関する情報提供をホームページでも行っております。 Web 消費税ガイド <http://www.taxinfo.jp/>

公的な年金だから、安心・有利 国民年金基金のメリット

国民年金の老齢基礎年金に上乗せの年金をお支払いすることにより、皆様の豊かな年金生活の実現をお手伝いします。

ラク

1

掛金は将来も一定です。しかも少ない掛金でも始められる自由なプラン。

暮らしに余裕ができて年金額を増やしたいときには、月々の掛金を口数単位で自由に増減できます。

トク

2

掛金は全額所得控除で税金が有利。

掛金は、全額所得控除(社会保険料控除)の対象となり、その分所得税や住民税が安くなります。ほかの個人年金が5万円までしか所得控除されないのにくらべて、有利です。

オトク

3

支払った掛金は将来確実に自分の年金につながり、一生受け取れます。

終身年金を基本としています。お預かりした掛金を積み立てて、中長期的な視点で安全かつ効率的に運用します。

国民年金の第1号被保険者のみなさん、国民年金基金は国民年金にプラスできるゆとりの年金です。

宮里 藍
国民年金基金
に入りました！



長崎県国民年金基金

まずは、
お電話下さい。



フリーダイヤル ロゴ ヨイクニ
0120-65-4192

長崎市桜町4-1(長崎商工会館ビル1階) ☎095(828)3324

<http://www.nagasaki-kikin.or.jp/>



武生水の伏流水
歴史とロマン溢れる島、**岐**。平成十六年三月一日、旧**岐郡四町**が合併して「**岐市**」が誕生し、新たな歴史を刻みました。これに続いて、**四町の各商工会も今年四月一日に合併し、岐市商工会としてスタートしています。**岐の温泉といえば、**勝本町**にある**湯ノ本温泉**がよく知られておりますが、今回お訪ねしたのは**岐のもうひとつ**

シリーズで県内の温泉に携わる企業を紹介しています。今回は、岐市の湯川温泉をお訪ねしました。

クローズアップ

温泉探訪記④

湯川温泉(株)
湯川温泉
(岐市)

の温泉、湯川温泉です。

郷ノ浦港より車で五分、**岐空港**より二十分の場所にあるこの温泉は、今から五年前郷ノ浦町に住む**松本六男さん**によって発掘されました。

松本さんは、郷ノ浦町の**武生水**地区に流れる川と海が合流する場所から、湯気が上がっていたことを幼少の頃から耳にしていたため、必ず町内で温泉が出ると思っていたそうです。

そこで、松本さんは、料理店を経営するお兄さんに相談し、発掘に協力を求めました。お兄さんである**長岡尚芳さん**も快く引き受け、「ご兄弟の念願が叶って見事、温泉を掘り当てることができました。」

もともと、武生水地区は水が豊富な地域であり、掘り当てた源泉は、武生水の伏流水ではないかと松本さんは考えておられます。湯川の温泉名は、昔からの地域の地名をとってつけられ、「兄弟で共同経営をされております。」

一級建築士のデザイン
本来、松本さんは土木建築



松本六男さん

分野で、一級建築士として活躍しておられ、施設的设计等は松本さんの得意とするところです。

木の温もり感あふれる浴室浴槽は、そついつつ松本さんの人柄がうかがえそうな家族的な温かい雰囲気を出しています。

また、浴室には、岐を代表する彫刻家・小金丸幾久氏がデザインした河童の彫刻があり、浴槽に注がれるお湯の出口となっています。

源泉の温度は五十二度で、泉質はナトリウム・塩化物・炭酸水素塩泉です。

効能は、浴用と飲用では違った効能があり、浴用は切



り傷ややけど、神経痛、筋肉痛などに効き、飲用は慢性消化器病をはじめ、糖尿病、痛風等に効果があるといわれています。

利用客は島内外より一日平均七十〜八十名が訪れ、無料の休憩室でくつろぐことができます。さらにお盆とお正月には帰省客も加わり一五〇〜二〇〇名の利用客があり、町内の憩いの場となっています。

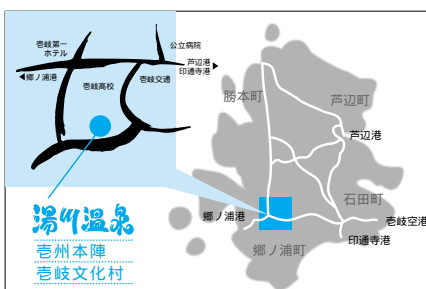
また、湯川温泉の敷地内には、岐の歴史を伝える資料館「**岐文化村**」があります。この「岐文化村」は、松本さんが趣味で岐に伝わる生活の道具や農具を集めたものを展示し、運営もされておられます。

現在、資料館は、展示品の整備のために閉鎖中ですが、岐の風土や文化を知る上で貴重な資料があり再開が楽しみです。

また、湯川温泉で疲れを癒した後は、同じく温泉に隣接する松本さんのお兄さんが経

湯川温泉

長崎県岐市郷ノ浦町片原416
TEL 09204 - 7 - 2251
営業時間 / 10:00 ~ 22:00 (年中無休)



営する料理店「**吉州本陣**」でお腹を満たしてはいかがでしょう？「**吉州本陣**」でいただく郷土料理「**ひきとおし鍋**」は絶品ですよ。



大切にしたい 心と心

<18>ビジネスロー

やる気、応援します

お問い合わせ・ご相談は **中小企業ローンセンター長崎**

フリーダイヤル 0120-18-5073

<18>へGO!オーナーさん

TEL.095-820-2518

18bank 十八銀行

※法人の場合、代表者の方の保証が必要です。

商工業者のための

個人情報保護法 ④ 対策講座

前回の講座で、個人の情報を適切に扱うために法律では何を求めているかご理解頂けたことと思います。では実際にどのように「個人情報」の保護に取り組みばよいのでしょうか？保護の考え方と範囲が十分理解出来たとしても、「では、みんなで保護について取り組みましょう」の掛け声だけでは、その意識自体も時間とともに風化していきます。本当に個人情報の発生を防止するためには、保護するための対策を行わなければなりません。そこで今回は、その保護対策について説明いたします。

【第4回】個人情報保護法対策について

1. 個人情報の特定と利用目的の明確化

個人情報保護法は、前にも述べた通り「個人情報を外部に持ち出してはならない」という法律ではありません。ただし、情報の権利自体は、情報を提供して頂く本人（以下、情報主体）にありますから、社内での取扱とはいえ自分勝手に利用することは禁止されています。

そこで、どんな個人情報を保有していて、何を保護すべきかが明確でなければ、何をすればよいのか曖昧になってしまいます。そこで、現段階で社内には保有している個人情報とは何なのかの特定が必要です。そして、特定された個人情報がどのような目的で使用される情報なのかを明確にします。目的が明確になれば、目的達成のために必要な項目も明確になるはずです。「とりあえずこれも聞いておこう」といった項目があれば、その項目は削除しなければなりません。

2. 情報主体への通知または公表

保有する個人情報の利用目的が明確になれば、次は情報主体に対して目的を伝えなければなりません。そこでどういった方法で利用目的を通知または公表するかを決定します。公表の場合の内容には、法律上は特に規定はありませんが、以下の内容については明示すべきです。

- ① 取扱事業者の氏名又は名称（会社名・代表社名）
- ② 全ての個人情報の利用目的
- ③ 提供や委託が予定される場合には、目的と相手先
- ④ 開示、訂正、利用停止等の求めに応じる手続き
- ⑤ 苦情窓口の明示（部署名、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレスなど）

3. 開示・訂正・利用停止等の処置の手順化

法律上は、「開示・訂正・利用停止等の要求に応じなければならない」とされています。前回にも述べましたが、この要求に応じるための手順や様式を準備しなければなりません。また、提供頂いた情報から派生しているデータ（例えば、顧客アンケートから顧客名簿を作成し、DM 発送のための宛名ラベルを印刷している場合など）がある場合は、提供されたデータからどんなデータや書類が作成されているかをまとめておくのも、迅速な対応の準備と言えます。

4. 従業員との守秘義務契約と個人情報保護の教育

社内ですべて個人情報を取り扱うのは、パートやアルバイトを含む従業員です。従業員に対して個人情報についての利用目的や漏えいした場合の企業リスクを周知していない場合、内部からの漏えいが起こりうるかもしれません。情報には形がないために罪の意識がどうしても低くなるからです。

法律では、企業の従業員に対する監督責任を求められて

います。従って、情報の取扱いについての義務と、義務違反を犯した場合に受ける懲戒処分などを十分に認識させる必要があります。

5. 委託先との委託契約と保護体制の監督

業務委託を委託する場合、社内と同様委託先からの情報漏えいなどが起こりうるかもしれません。そこで法律では、委託先への監督責任が要求されています。そのためには、社としての委託先の選定基準を設けるべきです。そして実際に委託を行う企業に対して、以下の処置をとる必要があります。

- ① 秘密保持契約の締結
- ② 定期的会合による管理または監査
- ③ 委託業務完了時のバックアップの削除など、利用禁止と誓約書の確保

自社内だけの取組みとは違い、関係先企業の協力が無ければ困難な部分もあるでしょうが、協力して個人情報を保護するといった重要性を理解して頂いた上で、一つずつ話し合いながら進めて下さい。

6. 安全管理措置

具体的な方法については法律上は何も定めていませんが、大きな労力や費用をかけずに出来る漏えい防止策は実施しておく必要があります。各監督省庁ガイドラインや業界ガイドラインを基準に、会社を取り扱う個人情報の重要度、機密度、想定されるリスクと対応の難易度を考慮して対策をとる必要があります。企業が管理義務を果たしていることがポイントです。

一般的に安全管理対策は、①組織的対応、②人的対応、③物理的対応、④技術的対応に分類して整理されます。

個人情報保護法の対策として基本的な部分を解説しました。しかし、企業の規模や情報の保有数によって、やらなければならないことは違ってきます。自社に一番合った対策を実施するのがベストですが、どこまで実施すべきかを見極めるのは大変な作業になるかもしれません。

また、仕組み作りを行ったことで満足してしまい、実際の運用が滞ってしまう可能性があります。個人情報のリスクと解決策は、時間とともに変化するものと理解して下さい。ではどうすべきかと言うと、個人情報の保護の仕組みを「管理システム」として捉え、継続的に維持・改善していくことが必要です。

そこで今回は、「個人情報保護体制をシステム化する」をご説明します。

株式会社マネジメントリンク

日本プライバシーコンサルタント協会認定
プライバシーコンサルタント 山崎 貴史

〒850 0033 長崎市万才町 6 番 35 号 三井生命長崎ビル 1 F
TEL / 095 - 828 - 3138 FAX / 095 - 828 - 1362

